

平成 28 年 3 月 3 日

第 1 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

3月3日（2日目）

- 日程第1 報告第1号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（師崎中学校屋内運動場天井材落下防止等改修工事））
- 日程第2 報告第2号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（篠島開発総合センター耐震等改修工事））
- 日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について）
- 日程第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を廃止する条例について）
- 日程第5 議案第3号 教育長の任命同意について
- 日程第6 議案第4号 南知多町行政不服審査会条例の制定について
- 日程第7 議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第6号 南知多町職員の退職管理に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第7号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第8号 南知多町日間賀島防災センター設置及び管理条例の制定について
- 日程第11 議案第9号 南知多町教育委員会の委員の定数を定める条例の制定について
- 日程第12 議案第10号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第11号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第12号 旧南知多町教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第13号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第14号 南知多町証人等の実費弁償に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第15号 議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の

- 一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第16号 南知多町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第17号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第18号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第19号 南知多町道路占用料条例等の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第20号 南知多町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第21号 南知多町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第22号 南知多町体育施設及び社会教育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第23号 南知多町使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第24号 平成27年度南知多町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第27 議案第25号 平成27年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第26号 平成27年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第29 議案第27号 平成27年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第30 議案第28号 平成27年度南知多町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第31 議案第29号 平成28年度南知多町一般会計予算
- 日程第32 議案第30号 平成28年度南知多町国民健康保険特別会計予算
- 日程第33 議案第31号 平成28年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第34 議案第32号 平成28年度南知多町介護保険特別会計予算
- 日程第35 議案第33号 平成28年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第36 議案第34号 平成28年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算
- 日程第37 議案第35号 平成28年度南知多町水道事業会計予算

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員 (10名)

1番	石黒正重	3番	高原典之
4番	清水英勝	5番	藤井満久
6番	山下節子	7番	吉原一治
9番	松本保	10番	鈴川和彦
11番	榎本芳三	12番	榎戸陵友

欠席議員 (なし)

欠員 (2名)

4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	北川眞木夫
総務部長	大岩良三	総務課長	中川昌一
検査財政課長	山下雅弘	防災安全課長	石黒廣輝
税務課長	柴田幸員	企画部長	林昭利
企画課長	田中嘉久	地域振興課長	鈴木良一
建設経済部長	吉村仁志	建設課長	田中吉郎
産業振興課長	川端徳法	水道課長	相川徹
厚生部長	渡辺三郎	住民課長	宮地廣二
福祉課長	神谷和伸	環境課長	鈴木喜雅
保健介護課長	鈴木正則	教育長	大森宏隆
学校教育課長	内田静治	社会教育課長	石川芳直
学校給食センター所長	細谷秀昭	会計管理者兼出納室長	鈴木茂夫

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	相川博運	主査	保母公次
--------	------	----	------

[開議 9時30分]

○議長（松本 保君）

皆さん、おはようございます。

本日は、3月定例議会2日目に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

日程第1 報告第1号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（師崎中学校屋内運動場天井材落下防止等改修工事））

○議長（松本 保君）

日程第1、報告第1号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（師崎中学校屋内運動場天井材落下防止等改修工事））の件を報告します。

報告を求めます。

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

報告第1号 専決処分の報告について御報告申し上げます。

2枚目の専決第2号 工事請負契約の変更についてをごらんください。

平成27年6月24日付議案第42号により議決されました師崎中学校屋内運動場天井材落下防止等改修工事の請負契約の変更につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、去る平成28年2月8日付で専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものでございます。

変更事項でございますが、契約金額の変更前8,467万2,000円を、変更後8,588万5,920円としたものでございます。これにつきましては、工事請負費を121万3,920円増額したものでございます。

1枚はねていただきまして、変更理由書をごらんください。

主な変更内容でございますが、1としまして、外壁改修箇所の追加による増でございます。2としまして、内部改修箇所の追加による増でございます。3としまして、電気

設備の追加による増でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（松本 保君）

これをもって報告を終わります。

日程第2 報告第2号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（篠島開発総合センター耐震等改修工事））

○議長（松本 保君）

日程第2、報告第2号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（篠島開発総合センター耐震等改修工事））の件を報告します。

報告を求めます。

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

報告第2号 専決処分の報告について御報告申し上げます。

2枚目の専決第1号 工事請負契約の変更についてをごらんください。

平成27年9月11日付議案第50号により議決されました篠島開発総合センター耐震等改修工事の請負契約の変更につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、去る平成28年2月5日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものでございます。

変更事項でございますが、契約金額の変更前5,616万円を、変更後5,744万9,520円としたものでございます。これにつきましては、工事請負費を128万9,520円増額したものでございます。

1枚はねていただきまして、変更理由書をごらんください。

主な変更内容でございますが、1としまして、屋上の既設押さえコンクリート撤去・処分量の増でございます。2としまして、外壁の浮き、欠損等補修箇所の増でございます。3としまして、外壁のウレタン系塗膜防水の増でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（松本 保君）

これをもって報告を終わります。

日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について）

○議長（松本 保君）

日程第3、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

それでは、議案第1号、専決処分の承認を求めます。

南知多町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明書をごらんください。

1の提案の理由でございます。

平成27年9月議会においてお願いをいたしました届け出様式に個人番号の記載を追加した地方税関係書類のうち、個人住民税及び特別土地保有税の減免申請には、個人番号の記載を要しないとする平成27年12月18日付総務省自治税務局各課長連名により、地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しが通知されたことに伴い、緊急に南知多町税条例の一部を改正する必要が生じたので、平成27年12月28日、町税条例の一部を改正につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分をいたしましたので、第179条第3項の規定に基づきまして、議会へ報告し、その承認を求めるものでございます。

2の改正の内容は、(1)は、個人住民税の減免申請における個人番号関係事項の削除で、確定申告や住民税申告で様式に個人番号の記載があるため、減免申請において、再度個人番号を記載してもらう必要がないこととしたものでございます。これは第49条関係の改正となります。

(2)は、特別土地保有税の減免申請における個人番号関係事項の削除及び一部修正で、上記と同様に減免申請において再度個人番号を記載する必要がないためでございます。これは第125条関係の改正となります。

3の施行期日は、平成28年1月1日であります。

また、提案理由の説明の次のページにこの条例の改正新旧対照表をつけていますので、

後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第1号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を廃止する条例について）

○議長（松本 保君）

日程第4、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を廃止する条例について）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

それでは、議案第2号、専決処分の承認を求めます。

南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を廃止する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明書をごらんください。

1の提案の理由でございます。

先ほどの南知多町税条例の改正と同じ理由で、平成27年12月18日付総務省自治税務局各課長連名により、地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しが通知されたことに伴い、緊急に南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を廃止する必要が生じたので、平成27年12月28日、町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の廃

止につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分をいたしましたので、第179条第3項の規定に基づきまして、議会へ報告し、その承認を求めるものでございます。

2の改正の内容は、南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の廃止で、追加した個人番号関連の文言を削除してもとに戻すことにするもので、第26条関係の改正でございます。

3の施行期日は、平成28年1月1日であります。

また、提案理由の説明の次のページにこの条例の廃止新旧対照表をつけていますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第2号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第5 議案第3号 教育長の任命同意について

○議長（松本 保君）

日程第5、議案第3号 教育長の任命同意についての件を議題といたします。

執行部の人事案件の関係職員は退席してください。

（教育長 大森宏隆君 退場）

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

議案第3号 教育長の任命同意につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

平成27年4月1日に施行されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律におきまして、教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置が可能となりました。今まで首長が議会の同意を得て教育委員として任命し、別途教育委員の中から教育長が選任されていましたが、法律の改正により、町長が直接教育長を任命することにより、任命責任が明確になるわけでございます。また、教育委員会では、教育委員長と教育長のどちらが責任者かわかりにくいとか、緊急事態が発生した場合、迅速な会議招集が必要となるとか、多くの課題もあり、速やかに新教育長制度へ移行させたく提案するものでございます。

今回教育長に任命したい大字山海の大森宏隆さんは、町職員として34年間勤務し、その後、3年8カ月、教育長としての経験もあり、教育行政に高い識見をお持ちでございます。任期は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3カ年でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第3号 教育長の任命についての同意を求める件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決定しました。

執行部の関係職員は、復席してください。

（教育長 大森宏隆君 入場・復席）

日程第6 議案第4号 南知多町行政不服審査会条例の制定について

○議長（松本 保君）

日程第6、議案第4号 南知多町行政不服審査会条例の制定についての件を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

議案第4号 南知多町行政不服審査会条例の制定につきまして御説明をいたします。

1 ページから2 ページまでは条例文でございます。

次の制定理由の説明書をごらんください。

1 の制定の理由につきましては、全部改正された行政不服審査法が平成28年4月1日に施行されることに伴い、法第81条第1項の規定により南知多町行政不服審査会を置くため、本条例を制定する必要があるからであります。

この行政不服審査制度の見直しの背景には、住民が不服申し立てをしてもなかなか望むような結果が得られず、公正な制度ではないという認識があったため、公正性の向上、使いやすさの向上等の観点から、処分に関与していない等の要件を満たす職員、審理員が両者の主張を公平に審理する審理員制度の導入や、裁決に先立ち有識者で構成する第三者機関の行政不服審査会が、審査長の判断の妥当性をチェックする第三者機関への諮問手続の導入など、制定以来50年ぶりに抜本的に改正されたものであります。

2 の制定の主な内容は、(1)法第81条第4項の規定による南知多町行政不服審査会の組織及び運営に関して必要な事項を定めるもので、第1条関係であります。

(2)審査会における委員の委嘱、任期、再任等に関する規定を定めるもので、第3条関係であります。

(3)会長の設置、選任方法、その職務等に関する規定を定めるもので、第4条関係であります。

(4)審査会の会議の招集、定足数及び議決数に関する規定を定めるもので、第5条関係であります。

3. 施行期日等は、(1)で施行期日は、平成28年4月1日であります。

(2)南知多町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正は、審査会の委員の報酬を定めるため、行政不服審査会委員を追加するものであります。

以上で制定理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第4号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第7 議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の 制定について

○議長（松本 保君）

日程第7、議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

それでは、議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきまして御説明をいたします。

1 ページから6 ページまでは条例文でございます。

次の制定理由の説明書をごらんください。

1 の制定の理由につきましては、全部改正された行政不服審査法が平成28年4月1日に施行されることに伴い、関係条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 の改正の主な内容は、(1)南知多町固定資産評価審査委員会条例では、ア、審査の申し出に関する規定の整備、イ、書面審理に関する規定の整備、ウ、決定書の作成に関する規定の整備を行うもので、第1条関係であります。

(2)南知多町税条例では、第20条の2第1項中、「不服申立て」を「審査請求」に改めるもので、第2条関係であります。

(3)南知多町手数料条例では、ア、行政不服審査法第38条第6号の規定により、行政不服審査法の規定に基づく手数料を加えること、イ、徴収の範囲の規定の整備、ウ、事

務の種類及び金額に「別表第7」を追加すること、エ、還付の規定の整備を行うもので、第3条関係であります。

(4)南知多町行政手続条例では、第3条第10号中「、異議申立て」及び「、決定」を削除するもので、第4条関係であります。

(5)南知多町情報公開条例では、ア、情報公開の開示決定等または開示請求に係る不作為に係る審査請求については、審理員手続の適用除外とすること。イ、審査会への諮問等及び南知多町情報公開審査会に関する規定の文言を整理するもので、第5条関係であります。

(6)南知多町個人情報保護条例では、ア、個人情報の開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等または開示請求、訂正請求もしくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、審理員手続の適用除外とすること。イ、審査会への諮問等及び審査会への調整審議の手続に関する規定の文言を整理するもので、第6条関係であります。

3. 施行期日等は、(1)で施行期日は、平成28年4月1日であります。

(2)の経過措置としては、処分または不作為についての不服申し立てであって、この条例の施行前にされた処分またはこの条例の施行前にされた申請に係る不作為に対するものについては、なお従前の例によるものであります。

以上で制定改正理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第5号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第8 議案第6号 南知多町職員の退職管理に関する条例の制定について

○議長（松本 保君）

日程第8、議案第6号 南知多町職員の退職管理に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

議案第6号 南知多町職員の退職管理に関する条例の制定につきまして御説明をいたします。

1ページから2ページまでは条例文でございます。

次の制定理由の説明書をごらんください。

1の制定の理由につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成28年4月1日に施行されることに伴い、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定する必要があるからであります。

2の制定の主な内容は、元職員による働きかけの禁止を条例で定めるもので、営利企業等に再就職した元職員のうち、離職した日の5年前の日よりも前に国の部長・課長相当職についていた者に対し、その職務に関し、離職後2年間、現役職員へ職務上の行為をするように、またはしないように要求、依頼することを禁ずるもので、第2条関係であります。

(2)再就職情報の届け出に関する規定で、再就職した元職員に再就職情報の届け出をさせることができるもので、第3条関係であります。

3. 施行期日は、平成28年4月1日であります。

以上で制定理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第6号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第9 議案第7号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（松本 保君）

日程第9、議案第7号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

議案第7号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきまして御説明をいたします。

1枚はねていただきまして、制定理由の説明書をごらんください。

1の制定（改正）の理由につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成28年4月1日に施行されることに伴い、関係条文の整理を図るため、関係条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の内容は、改正法による条項移動のため、関係条例の条文中、地方公務員法「第24条第6項」を「第24条第5項」に改めるもので、第1条、第2条及び第3条関係の改正であります。

3の改正する条例は、(1)南知多町職員の特殊勤務手当に関する条例、(2)南知多町職員の育児休業等に関する条例、(3)南知多町職員の勤務時間、休暇等に関する条例であります。

4の施行期日は、平成28年4月1日であります。

以上で制定改正理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第7号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第10 議案第8号 南知多町日間賀島防災センター設置及び管理条例の制定について

○議長(松本 保君)

日程第10、議案第8号 南知多町日間賀島防災センター設置及び管理条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、大岩君。

○総務部長(大岩良三君)

議案第8号 南知多町日間賀島防災センター設置及び管理条例の制定につきまして御説明いたします。

1 ページから2 ページが条例文でございます。

次の制定理由の説明書をごらんください。

1 の制定の理由につきましては、自主防災会及び消防団の活動拠点としての機能を確保し、地域防災力の向上に資するため、南知多町日間賀島防災センターを建設したことから、地方自治法第244条の2第1項の規定により、設置及び管理について必要な事項を定めるため、本条例を制定する必要があるからであります。

2 の制定の内容は、(1)設置に関する規定で、自主防災会及び消防団の活動拠点としての機能を確保し、地域防災力の向上に資することを目的に設置するもので、第1条、第2条及び第3条関係であります。

(2)防災センターの使用に関する規定で、防災センターの使用に関しては、設置の目的に沿った使用に対し許可をするものとし、使用料は無料とすることを規定したもので、第4条、第5条、第6条及び第7条関係であります。

(3)損害賠償に関する規定で、防災センターの施設等を破損した者に対して、損害を賠償させることを規定したもので、第8条関係であります。

3の施行期日は、平成28年4月1日であります。

以上で制定理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第8号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第11 議案第9号 南知多町教育委員会の委員の定数を定める条例の制定について

○議長（松本 保君）

日程第11、議案第9号 南知多町教育委員会の委員の定数を定める条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

議案第9号 南知多町教育委員会の委員の定数を定める条例の制定につきまして御説明させていただきます。

制定の理由の説明をごらんください。

1の制定の理由ですが、教育委員会が行う施策について多様な民意を幅広く反映させることを目的に、委員の定数を増員するに当たり、平成27年4月1日に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律第3条ただし書きの規定に

基づき、新たに条例を制定する必要があるからでございます。

2の制定の内容ですが、南知多町教育委員会における委員の定数につきまして、現行の4人から1人増員し、5人とするものです。

3の施行期日ですが、平成28年7月15日でございます。

以上で制定理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第9号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第12 議案第10号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第11号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第14 議案第12号 旧南知多町教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（松本 保君）

日程第12、議案第10号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第13、議案第11号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程第14、議案第12号 旧南知多町教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についての3件は関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

それでは、議案第12号の次に提案理由の説明をつけさせていただいておりますので、ごらんいただきたいと思えます。

それでは、議案第10号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第11号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第12号 旧南知多町教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の3議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

1の改正の理由でございます。

平成27年8月の人事院勧告に基づき、国家公務員の特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が平成28年1月26日に公布されました。これに基づきまして、本町においても国家公務員の給与改定にあわせ、議会議員、特別職の職員及び教育長の期末手当支給割合の改定を実施するため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の主な内容は、(1)南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例は、第6条第2項関係の改正であります。

(2)南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、第4条関係の改正であります。

期末手当の支給割合について、平成27年12月期は0.05月分引き上げ、また平成28年6月期と12月期は現行との比較において、それぞれ0.025月分引き上げるものであります。表は期末手当の6月期、12月期を区分ごとに年間の合計支給割合をあらわしたものであります。

(3)旧南知多町教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例は、第2条第3項関係の改正であります。期末手当の支給割合について、平成27年12月期を0.05月分引き上げるものであります。

3. 施行期日等は、(1)南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、(2)南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の2議案は、公布の日から施行となります。ただし、第2条の規定は平成28年4月1日から施行し、第1条の規定は平成27年4月1日か

ら適用するものであります。(3)旧南知多町教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例は、公布の日から施行し、27年4月1日から適用するものであります。

提案理由の次のページに各条例の新旧対照表をつけていますので、後ほどごらんいただきたいと思ひます。

以上で3議案の提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第10号から第12号の3件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第15 議案第13号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（松本 保君）

日程第15、議案第13号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

議案第13号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由の御説明を申し上げます。

提案の理由書をごらんください。

1の改正の理由でございます。

平成27年8月の人事院勧告に基づき、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が平成28年1月26日に公布されました。これに基づきまして、本町においても、国家公務員の給与改定にあわせ、一般職の職員の給与改定を実施するため、また地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律等の施行により、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の主な内容は、第1条関係では、ア、給料表の改正で、初任給については2,500円、若年層についても同程度の引き上げとし、そのほかはそれぞれ1,100円の引き上げを基本に、別表第1及び別表第2の給料表を平均で0.4%引き上げるもので、別表第1、別表第2関係の改正であります。

第1条及び第2条関係では、ア、勤勉手当の支給割合の改正で、再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給割合について、平成27年12月期は0.10月分引き上げ、また平成28年6月期と12月期は現行との比較において、それぞれ0.05月分引き上げるもので、第21条第2項関係の改正であります。表は期末手当の6月期、12月期を区分ごとに年間の合計支給割合をあらわしたものであります。

再任用職員の勤勉手当の支給割合について、平成27年12月期は0.05月分引き上げ、また平成28年6月期と12月期は現行との比較において、それぞれ0.025月分引き上げるものであります。

第2条関係では、ア、地方公務員法改正により、地方公共団体は、給与条例で等級別基準職務表を定めるものとされたための改正で、第5条及び別表第3関係であります。イ、地方公務員法の改正による人事評価制度の導入に伴う改正で、第6条及び第21条第1項関係の改正であります。

3の施行期日等では、施行期日は、公布の日から施行するものであります。ただし、第2条の規定は平成28年4月1日から施行し、第1条の規定は平成27年4月1日から適用するものであります。

提案理由の次のページに新旧対照表をつけていますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第13号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

**日程第16 議案第14号 南知多町証人等の実費弁償に関する条例等の一部を改正する
条例について**

○議長（松本 保君）

日程第16、議案第14号 南知多町証人等の実費弁償に関する条例等の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

議案第14号 南知多町証人等の実費弁償に関する条例等の一部を改正する条例の提案理由の御説明を申し上げます。

提案の理由書をごらんください。

1の改正の理由でございます。

農業委員会等に関する法律が一部改正され、平成28年4月1日に施行されることに伴い、関係条文の整理を図るため、関係条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の内容は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、引用条項のずれが生じたため改めるもので、第1条及び第2条関係の改正であります。

3の改正する条例は、(1)南知多町証人等の実費弁償に関する条例、(2)南知多町職員定数条例であります。

4の施行期日は、平成28年4月1日であります。

提案理由の次のページに新旧対照表をつけていますので、後ほどごらんいただきたい

と思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第14号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第17 議案第15号 議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（松本 保君）

日程第17、議案第15号 議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

議案第15号 議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由の御説明を申し上げます。

提案の理由書をごらんください。

1の改正の理由でございます。

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令が平成28年4月1日から施行されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2. 改正の内容は、傷病補償年金と障害厚生年金等が支給される場合の調整率の改正及び休業補償と障害厚生年金等が支給される場合の調整率の改正で、附則第5条関係の

改正であります。

3の施行期日は、平成28年4月1日であります。

提案理由の次のページに新旧対照表をつけていますので、後ほどごらんいただきたい
と思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会
に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第15号の件については、総務建設委員会に付託
することに決定しました。

日程第18 議案第16号 南知多町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部
を改正する条例について

○議長（松本 保君）

日程第18、議案第16号 南知多町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部
を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

議案第16号 南知多町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する
条例の提案理由の御説明を申し上げます。

提案の理由書をごらんください。

1の改正の理由でございます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律及び行政不服審査法が、

平成28年4月1日に施行されることに伴い、関係条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の内容は、(1)地方公務員法の改正に伴い、人事行政の運営等の状況の公表事項について、勤務評定を削除し、人事評価及び退職管理を追加するもので、第3条関係の改正であります。

(2)行政不服審査法の改正に伴い、愛知県から報告を受ける事項の文言について、「不服申立て」を「審査請求」に改めるもので、第4条第2号関係の改正であります。

3の施行期日等は、(1)施行期日は、平成28年4月1日であります。

(2)の経過措置としては、任命権者が平成27年度における人事行政の運営の状況を報告する場合及び町長が愛知県から平成27年度における業務の状況の報告を受ける場合は、改正前の規定を適用するものであります。

提案理由の次のページに新旧対照表をつけていますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第16号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第19 議案第17号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
について

○議長（松本 保君）

日程第19、議案第17号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

議案第17号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の提案理由の御説明を申し上げます。

提案の理由書をごらんください。

1の改正の理由でございます。

行政不服審査法及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、平成28年4月1日に施行されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の内容は、(1)不服申し立てに関する規定の改正で、第26条関係の改正であります。(2)傷病補償年金と障害厚生年金等が支給される場合の調整率の改正及び休業補償と障害厚生年金等が支給される場合の調整率の改正で、附則第5条関係の改正であります。

3の施行期日は、平成28年4月1日であります。

提案理由の次のページに新旧対照表をつけていますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第17号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第20 議案第18号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（松本 保君）

日程第20、議案第18号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

議案第18号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案理由の御説明を申し上げます。

提案の理由書をごらんください。

1の改正の理由でございます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、国の法定限度額が引き上げられたことに伴いまして、本町においても課税限度額を引き上げるため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の内容は、(1)基礎課税額の改正は、限度額について、現行51万円を52万円に引き上げるもので、第2条第2項及び第23条関係の改正であります。

(2)後期高齢者支援金等課税額の改正は、限度額について、現行16万円を17万円に引き上げるもので、第2条第3項及び第23条関係の改正であります。

(3)介護納付金課税額の改正は、限度額について、現行14万円を16万円に引き上げるもので、第2条第4項及び第23条関係の改正であります。

3の施行期日等は、施行期日は、平成28年4月1日からであります。ただし、改正後の南知多町国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものであります。

提案理由の次のページに新旧対照表をつけていますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第18号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第21 議案第19号 南知多町道路占用料条例等の一部を改正する条例について

○議長（松本 保君）

日程第21、議案第19号 南知多町道路占用料条例等の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

それでは、議案第19号 南知多町道路占用料条例等の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

なお、この議案につきましては、関連がございますので、南知多町道路占用料条例、南知多町法定外公共用物の管理に関する条例、南知多町海岸占用料等徴収条例、南知多町漁港管理条例、南知多町漁港占用料等徴収条例、南知多町内海港港湾管理条例及び南知多町内海港港湾占用料等徴収条例、以上、7つの条例の一部改正を一括して行うものでございまして、料金算定の基礎となる条例別表の一部改正が主な内容となっております。

それでは、提案理由の説明書をごらんください。

1の改正の主な理由につきましては、道路法施行令の一部改正する政令（平成25年政令第313号）が平成25年11月20日に公布され、平成26年4月1日から国の管理道路の占用料の額が改正されました。これに伴い、愛知県は平成28年4月1日から県の管理道路の占用料の額を愛知県の地価水準等を勘案した額に改定するため、愛知県道路占用料条

例の一部を改正する条例を平成27年12月22日に公布いたしました。このため南知多町道路占用料条例につきましても、愛知県に準じて占用料の額について現行条例の一部を改正する必要があるからでございます。あわせて電気事業法の一部改定に伴い、電気事業者の規定が改正されたため、現行条例の一部を改正する必要があるからでございます。

なお、南知多町法定外公共用物の管理に関する条例、南知多町海岸占用料等徴収条例、南知多町漁港管理条例、南知多町漁港占用料等徴収条例、南知多町内海港港湾管理条例及び南知多町内海港港湾占用料等徴収条例につきましても、愛知県に準じて占用料及び使用料の額について現行条例の一部を改正する必要があるからでございます。

2の改正の主な内容でございますが、(1)南知多町道路占用料条例の一部改正につきましては、ア、電気事業法の一部改正に伴う規定の整理、イ、占用料の額の改定を行うもので、第1条関係でございます。

次に、南知多町法定外公共用物の管理に関する条例の一部改正につきましては、ア、使用料の額の改定を行うもので、第2条関係でございます。

次のページをお願いします。

(3)南知多町海岸占用料等徴収条例の一部改正につきましては、ア、占用料の額の改定を行うもので、第3条関係でございます。

次に、(4)南知多町漁港管理条例の一部改正につきましては、ア、使用料の額の改定を行うもので、第4条関係でございます。

次に、(5)南知多町漁港占用料等徴収条例の一部改正につきましては、占用料の額の改定を行うもので、第5条関係でございます。

次に、(6)南知多町内海港港湾管理条例の一部改正につきましては、ア、使用料の額の改定を行うもので、第6条関係でございます。

次に、(7)南知多町内海港港湾占用料等徴収条例の一部改正につきましては、ア、占用料の額の改定を行うもので、第7条関係でございます。

3. 施行期日等につきましては、附則におきまして、(1)施行期日を平成28年4月1日とし、(2)経過措置としまして、7つの関係条例全てに施行日までの占用料・使用料は、なお従前の例によるとして遡及適用しない旨の規定を設け、海岸占用料につきましては、占用料改定に伴い、増額となる占用者に対して調整占用料額により緩和措置を講じたものがございます。

なお、条例の一部改正新旧対照表を後ろに添付しております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第19号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第22 議案第20号 南知多町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（松本 保君）

日程第22、議案第20号 南知多町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

それでは、議案第20号 南知多町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明いたします。

提案理由の説明書をごらんください。

1の改正の理由は、単独町営住宅の一部について、老朽化した町営住宅を廃止するため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の内容は、単独町営住宅から篠島にある東山住宅を廃止するもので、別表関係であります。

3の施行期日は、平成28年4月1日であります。

なお、条例の一部改正新旧対照表を後ろに添付してございますので、後ほどごらんい

ただきたいと思います。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第20号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。休憩は10時50分までといたします。

〔 休憩 10時38分 〕

〔 再開 10時50分 〕

○議長（松本 保君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

日程第23 議案第21号 南知多町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（松本 保君）

日程第23、議案第21号 南知多町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長、渡辺君。

○厚生部長（渡辺三郎君）

議案第21号 南知多町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提案理由の説明書をごらんください。

1の改正の理由につきましては、学校教育法等の一部を改正する法律が平成28年4月1日に施行され、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度が創設されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからでございます。

2の改正の内容は、受給資格者において児童が在学する小学校の定義を「義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。」ものとし、同じく中学校を「義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。」ものに改めるものでございます。第2条関係の改正であります。

3. 施行期日は、平成28年4月1日であります。

次のページに新旧対照表を添付しておりますので、後ほど御確認ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第21号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第24 議案第22号 南知多町体育施設及び社会教育施設条例の一部を改正する条例について

○議長（松本 保君）

日程第24、議案第22号 南知多町体育施設及び社会教育施設条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

それでは、議案第22号 南知多町体育施設及び社会教育施設条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

1の改正の理由ですが、施設の老朽化により南知多町体育館を解体撤去したため、現行条例の一部を改正する必要があるからでございます。

2の改正の主な内容ですが、別表第1から南知多町体育館の項を削除するものでございます。

3の施行期日ですが、平成28年4月1日でございます。

なお、次のページに条例の新旧対照表を添付してございますので、後ほどごらんください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第22号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第25 議案第23号 南知多町使用料条例の一部を改正する条例について

○議長（松本 保君）

日程第25、議案第23号 南知多町使用料条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

議案第23号 南知多町使用料条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

1の改正の理由ですが、施設の老朽化により南知多町体育館を解体撤去したため、現行条例の一部を改正する必要があるからでございます。

2の改正の内容ですが、南知多町体育館に係る使用料の規定を別表第4から削除するものでございます。

3の施行期日ですが、平成28年4月1日でございます。

なお、次のページに条例の新旧対照表を添付してございますので、後ほどごらんください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第23号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第26 議案第24号 平成27年度南知多町一般会計補正予算（第6号）

○議長（松本 保君）

日程第26、議案第24号 平成27年度南知多町一般会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長、北川君。

○副町長（北川眞木夫君）

議案第24号 平成27年度南知多町一般会計補正予算（第6号）につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,535万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億1,850万9,000円とするものであります。

第2条に、予算の執行に当たり、翌年度に繰り越して使用することができる経費として繰越明許費をお願いするものであります。

補正をお願いする内容は、大きく分けると、人事異動などに伴います人件費と、当面の行政運営上必要となりました人件費以外の経費の2つになります。人件費につきましては、補正予算給与費明細書で説明させていただき、科目ごとの説明は省略させていただきますので、よろしく申し上げます。

まず、歳出の人件費から説明をいたします。

44ページ、45ページの補正予算給与費明細書をごらんください。

左ページの1. 特別職の表の一番下段にあります比較の計欄をごらんください。

給与費のうち期末手当につきましては、支給月数の増加に伴い24万8,000円増額し、共済費につきましては、1万円を増額するものであります。

次に、右のページをごらんください。

一般職の給与費及び共済費の補正であります。

(1)総括の表をごらんください。

給与費のうち、給料は比較の欄158万2,000円の増額であります。これは、給与改定及び職員異動等によるものであります。職員手当等の782万5,000円の増額は、下段の表に内訳がございますが、制度改正などに伴います増減となっております。

次の46ページは、今回の補正の増減額の明細、47ページは、補正後の給料及び職員手当の状況をあらわしたものであります。説明は省略させていただきます。

次に、人件費以外の補正の内容について説明をさせていただきます。

18ページ、19ページをごらんください。

中段になります2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費です。269万5,000円の減額補正であります。これは、庁舎浄化槽改修工事の事業費の減額に伴い、不用額を補正するものであります。

次に、7目基金費は1億7,002万5,000円の増額補正であります。これは、平成26年度決算剰余金の2分の1相当額及び利子分を財政調整基金に積み立てるものであります。

20ページ、21ページをごらんください。

上段にあります都市計画事業基金積立金は、当初の見込みより利子分が増額したため、増額補正するものでございます。

次に、8目企画費です。3,313万円の増額補正であります。総合計画後期戦略プラン策定業務委託料は346万7,000円の減額であります。不用額となったために減額するものであります。次のタウンプロモーション事業委託料は2,066万6,000円、移住・交流促進事業委託料は1,593万1,000円の増額補正であります。これは、国の補正予算による一億総活躍社会の実現に向けて、緊急に実現すべき対策の関連事業として、地方創生加速化交付金を活用して行う地方創生事業に係る経費を予算計上したものであります。

9目電算管理費です。2,847万9,000円の増額補正であります。13節委託料では、番号制度導入に向けた総合住民情報システム等改修業務委託料は1,575万1,000円の減額で、不用額を補正するものであります。次の地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業委託料は4,646万4,000円の増額補正であります。これは、個人番号制度にあわせてセキュリティを強化する経費であります。次に、14節使用料及び賃借料は、電算機及び周辺装置の借り上げに係る経費の不用額を減額するものであります。

22ページ、23ページをごらんください。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費です。19節負担金、補助及び交付金328万7,000円の増額補正であります。これは、通知カード、個人番号カード関連事務の委託に係る地方公共団体情報システム機構の負担金であります。

24ページ、25ページをごらんください。

3款民生費、1項社会福祉費、4目国民健康保険費です。28節繰出金2,744万8,000円の増額補正であります。これは、国民健康保険保険基盤安定分の繰出金を増額するものであります。

下段になります。6目介護保険費です。

26ページ、27ページをごらんください。

28節繰出金3万円の増額補正であります。これは、介護保険特別会計における職員人件費の増額に伴いまして、一般会計から介護保険特別会計への繰出金を増額するものであります。

7目障害者福祉費です。158万円の増額補正であります。これは、平成26年度障害者自立支援給付に係る国庫及び県負担金の精算に伴う国庫支出金等返還金であります。

9目臨時福祉給付金等給付事業費です。8,313万3,000円の増額補正であります。このうち年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業に係る経費として、3節職員手当等72万円、7節賃金47万6,000円、9節旅費1万7,000円、11節需用費50万3,000円、12節役務費71万2,000円、13節委託料486万円及び19節負担金、補助及び交付金7,500万円をそれぞれ増額するものであります。

また、23節償還金、利子及び割引料84万5,000円の増額補正は、平成26年度臨時福祉給付金給付事業費に係る国庫負担金の精算に伴う国庫支出金返還金であります。

28ページ、29ページをごらんください。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費です。20節扶助費は2,229万5,000円の減額補正であります。児童手当支給対象者児童数の減少に伴いまして、児童手当を減額するものであります。

30ページ、31ページをごらんください。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目知多南部衛生組合費です。1,474万2,000円の減額補正であります。これは、知多南部衛生組合職員の人件費の増減及びごみ処理のための薬品及び燃料費使用料の減などにより分担金を減額するものであります。

2項清掃費、3目知多南部広域環境組合費です。83万1,000円の減額補正であります。これは、知多南部広域環境組合の平成26年度決算に伴う繰越金の精算等により分担金を減額するものであります。

32ページ、33ページをごらんください。

上段の中ほどにあります6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費です。2,039万8,000円の減額補正であります。経営体育成事業費補助金は797万円、青年就農給付金（経営開始型）は918万7,000円、6次産業推進補助金は324万1,000円のそれぞれ減額であります。事業費の減による不用額を補正するものであります。

34ページ、35ページをごらんください。

上段になります3項水産業費、4目漁港建設費です。189万9,000円の増額補正であります。これは、県営漁港事業負担金の増額補正であります。主な内容としまして、県が実施します篠島漁港係留施設の耐震補強工事費が増額になったものであります。

7款商工費、1項商工費、4目観光振興費です。170万円の増額補正であります。内

海観光センター基本計画・基本設計委託料は570万2,000円、師崎港周辺整備基本計画策定業務委託料は627万2,000円を事業の進捗状況によりそれぞれ減額するものであります。

36ページ、37ページをごらんください。

上段になります観光交流プロモーション事業委託料は1,367万4,000円の増額補正であります。これは、国の補正予算による一億総活躍社会の実現に向けて、緊急に実現すべき対策の関連事業として、地方創生加速化交付金を活用して行う地方創生事業に係る経費を予算計上したものであります。

38ページ、39ページをごらんください。

上段になります9款消防費、1項消防費、1目常備消防費です。874万円の減額補正であります。これは、知多南部消防組合職員の人件費の増減及び消防支援センター事業費等負担金の減により分担金を減額するものであります。

少し飛びまして、42ページ、43ページをごらんください。

12款公債費、1項公債費、2目利子です。517万5,000円の減額補正であります。これは、平成26年度借り入れの地方債及び利率10年見直し地方債の利率が確定したため減額するものであります。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の説明を申し上げます。

12ページ、13ページをごらんください。

2. 歳入です。13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は76万2,000円の減額補正であります。国民健康保険保険基盤安定負担金1,462万4,000円を追加し、児童手当支給費1,538万6,000円を減額するものであります。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は6,750万9,000円の増額補正であります。1節総務管理費補助金では、番号制度導入に向けた住基システム等改修事業費740万1,000円、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業費655万円、歳出で説明しました地方創生事業に係る国庫補助金である地方創生加速化交付金5,027万1,000円を追加するものであります。2節戸籍住民基本台帳費補助金では、個人番号カード交付事業費328万7,000円を追加するものであります。

2目民生費国庫補助金は8,127万7,000円の増額補正であります。番号制度導入に向けた社会保障システム等改修事業費101万1,000円を減額し、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事務費728万8,000円及び年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費7,500万円を追加するものであります。

14款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は159万7,000円の増額補正であります。国民健康保険保険基盤安定負担金505万2,000円を追加し、児童手当支給費345万5,000円を減額するものであります。

14ページ、15ページをごらんください。

2項県補助金、4目農林水産業費県補助金は1,715万7,000円の減額補正であります。経営体育成支援事業費797万円及び新規就農総合支援事業費918万7,000円の減額補正をするものであります。

15款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金は72万円の増額補正であります。財政調整基金利子20万9,000円及び都市計画事業基金利子51万1,000円を増額補正するものであります。

17款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は1億5,177万1,000円の減額補正であります。これは、今回の歳入歳出補正の財源調整としまして減額をするものであります。

2項特別会計繰入金、4目漁業集落排水事業特別会計繰入金は460万2,000円を増額補正するものであります。平成26年度一般会計繰出金の精算に伴う漁業集落排水事業特別会計からの繰入金であります。

18款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は2億8,417万3,000円の増額補正であります。平成26年度の決算剰余金を計上したものであります。

19款諸収入、4項雑入、2目過年度収入99万8,000円は増額補正であります。平成26年度障害者自立支援医療費等国県負担金の精算に伴う追加交付金を増額するものであります。

3目雑入1,416万4,000円は増額補正であります。平成26年度愛知県後期高齢者医療広域連合負担金の確定に伴う精算金を増額するものであります。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、5ページをごらんください。

第2表、繰越明許費であります。

年度内に事業が終了しないため、地方創生事業の3事業、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業、個人番号カード交付事業、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業及び道路橋りょう施設災害復旧事業（補助）について、翌年度に予算を繰り越して使用するための繰越明許費の予算措置の一覧表であります。

以上で提案理由の御説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

21ページの地域創生事業費（移住・交流促進事業）1,500万の予算が配分されているんですけども、なぜこんなに予算がかかるのかということと、その内容について、もう少し詳しく教えてください。

○議長（松本 保君）

地域振興課長、鈴木君。

○地域振興課長（鈴木良一君）

御質問にありました補正予算書の21ページ、移住・交流促進事業委託料でございますが、3事業の委託を予定しております。

1つ目としましては、空き家の実態調査として、町内全地域の空き家の実態調査を行います。2つ目は、空き家所有者利活用意向調査としまして、利活用可能な空き家所有者にアンケート調査を行いまして、空き家の利活用の意向を調査します。3つ目は、サテライトオフィス需要調査として、名古屋市内、知多半島内の企業約1,000社を対象にアンケート調査によりサテライトオフィスのニーズ、条件を把握するものでございます。この事業を行い、空き家バンク制度の充実を図り、移住・交流を促進するものでございます。この3事業で1,593万1,000円という経費になっております。以上です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松本 保君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

今、企業等は名古屋市内の事業者ということでしたんですけども、もっと全国的に調査するということはしないんですか。全国的な調査というふうにはならないんでしょうか。

○議長（松本 保君）

地域振興課長、鈴木君。

○地域振興課長（鈴木良一君）

一応予定としましては、愛知県と知多半島内の企業約1,000社ということになっております。一応全国ということになりますと、例えば北海道とか九州の方たちが、こちらのほうまでサテライトオフィスとして需要があるのかどうかということもございますので、とりあえず名古屋市内と知多半島の企業ということにさせていただいております。以上でございます。

○議長（松本 保君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、各委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第24号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

日程第27 議案第25号 平成27年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（松本 保君）

日程第27、議案第25号 平成27年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長、渡辺君。

○厚生部長（渡辺三郎君）

議案第25号 平成27年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,984万

8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億2,862万8,000円とするものであります。

補正をお願いする内容につきましては、まず歳出から説明させていただきます。

12ページ、13ページをごらんください。

上段の2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費は5,000万円の増額補正であります。また、次の第2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費も5,045万円の増額補正であります。これは、昨年の後半からの診療分において、1人当たりの治療費や高額な治療を受けられる方がふえ、一般被保険者療養費及び高額療養費の不足が予想されるため増額補正をお願いするものでございます。

次の3段目、3款後期高齢者支援金等及びその下の6款介護納付金につきましては、補正額はございませんけれども、歳入の2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金の中にございます後期高齢者支援金等負担金及び介護納付金負担金の減額に伴いまして、財源を更正するものでございます。

次に、14ページ、15ページをごらんください。

10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、5目償還金は2,939万8,000円の増額補正であります。これは、平成26年度の国民健康保険療養給付費負担金の額の確定に伴う超過交付分を国庫へ返還するものであります。

次に、歳入について御説明させていただきます。

8ページ、9ページをごらんください。

上段の2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金は2,605万3,000円の増額補正であります。これは、療養給付費等の負担金の額の確定に伴い、国庫負担金が増額となったものであります。

次の6款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金は1,848万3,000円及び同2目保険財政共同安定化事業交付金も4,500万1,000円の増額補正であります。これは、高額医療費共同事業の交付金の額及び保険財政共同安定化事業の交付金の額の確定に伴い、交付金が増額となったものでございます。

次の8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は2,744万8,000円の増額補正であります。これは、保険基盤安定負担金等の額の確定に伴い増額となったものであります。

次に、10ページ、11ページをお開きください。

上段の同2項基金繰入金、1目国民健康保険事業安定化基金繰入金は6,948万5,000円の減額補正でございます。これは、財源調整のために減額するものであります。

次の9款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金は8,234万8,000円の増額補正でございます。これは、前年度の繰越金で、歳出補正予算の財源とするものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第25号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第28 議案第26号 平成27年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（松本 保君）

日程第28、議案第26号 平成27年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長、渡辺君。

○厚生部長（渡辺三郎君）

議案第26号 平成27年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億3,313万円とするものであります。

歳出から説明いたします。

10ページ、11ページをごらんください。

上段の3款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費は15万5,000円の増額補正であります。これは、職員の給与改定に伴う包括支援センター職員の人件費の増額補正で、内訳としまして、3節職員手当等で13万5,000円の増額、4節共済費で2万円を増額するものであります。

次に、5款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金は1万2,000円の増額補正であります。基金への積立金の財源となる基金利子収入が増額となるものであります。

次に、歳入の関係で8ページ、9ページをお願いいたします。

上段の2款国庫支出金、2項国庫補助金、3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）の増額補正6万円。

次に、4款県支出金、2項県補助金、2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）の増額補正3万円。

次の5款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金1万2,000円の増額補正。

次に、6款繰入金、1項一般会計繰入金、3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）の増額補正3万円。

その下の9款介護予防サービス計画等収入、1項介護予防サービス計画費等収入、1目介護予防サービス計画費収入の増額補正3万5,000円、それぞれ歳出の増額分を介護保険の財源負担割合や実績見込みなどにおきまして増額補正をするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第26号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第29 議案第27号 平成27年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（松本 保君）

日程第29、議案第27号 平成27年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

それでは、議案第27号 平成27年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ880万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,180万4,000円とするものであります。

次に、補正をお願いする内容を御説明申し上げます。

まず歳出より説明させていただきます。

8ページ、9ページをごらんください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、28節繰出金は460万2,000円の増額補正であります。平成26年度決算により一般会計繰入額を精算するものであります。

次に、4款基金積立金、1項基金積立金、1目漁業集落排水事業基金積立金、25節積立金は420万2,000円の増額補正であります。平成26年度決算により繰越額を基金に積み立てるものであります。

次に、歳入につきまして主なものを説明させていただきます。

戻っていただきまして、6ページ、7ページをお開きください。

2つ目の6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金は807万8,000円の増額補正であります。平成26年度決算による繰越金であります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第27号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第30 議案第28号 平成27年度南知多町水道事業会計補正予算(第2号)

○議長(松本 保君)

日程第30、議案第28号 平成27年度南知多町水道事業会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長(吉村仁志君)

それでは、議案第28号 平成27年度南知多町水道事業会計補正予算(第2号)につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

収益的支出の第2条は、予算第3条に定めた収益的支出として第1款水道事業費用を46万5,000円増額し、その総額を7億8,160万3,000円とするものであります。

次に、資本的支出の第3条は、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,370万7,000円を1億3,403万3,000円に改めるものであります。また、支出として第1款資本的支出を32万6,000円に増額し、その総額を4億8,370万9,000円にするものであります。

次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の第4条は、予算第6条に定めた(1)職員給与費を79万1,000円増額し、その総額を5,862万1,000円とするものであります。

今回の補正予算につきましては、人事院勧告に基づく給与改定のための増額補正をするものであります。

次に、16、17ページをごらんください。

収益的支出の支出として、1款水道事業費用、1項営業費用、1目配水及び給水費19万円、3目総係費27万5,000円を増額補正するものであります。

次に、18、19ページをごらんください。

資本的支出の支出として、1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水設備新設改良費32万6,000円を増額補正するものであります。

なお、6ページから8ページは、今回の補正予算に係る給与費明細書を載せてあります。説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第28号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第31 議案第29号 平成28年度南知多町一般会計予算

○議長（松本 保君）

日程第31、議案第29号 平成28年度南知多町一般会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

それでは、議案第29号 平成28年度南知多町一般会計予算につきまして提案理由の御

説明を申し上げます。

一般会計の歳入歳出予算の総額は73億円で、平成27年度と比較しますと4億4,300万円、5.7%の減となっております。

本年度予算の概要につきましては、さきに配付をさせていただきました平成28年度予算の概要に記述してありますので、ここでは主な歳入予算及び性質別歳出予算を中心に申し上げます。

それでは、歳入予算から御説明いたします。

歳入予算の構成といたしまして、町税、地方消費税交付金及び地方交付税などの一般財源の総額は55億5,694万5,000円で、予算額全体に占める割合は76.1%であります。また、町税、分担金及び負担金、繰入金などの自主財源の総額は30億5,666万8,000円で、予算額全体に占める割合は41.9%となっております。

1款町税、1項町民税の個人分のうち、給与所得につきましては、転出等により納税義務者の伸びは期待できず、漁業などの営業所得についても、27年度の実質の収入見込みより減収が見込まれますが、抑えぎみに計上しておりました平成27年度予算と比較しますと、2,260万円増の7億8,290万円を計上いたしております。

また、法人分につきましては、対前年度比149万6,000円減の9,896万8,000円を見込んでいます。町民税の総額では、前年度より2,110万4,000円増の8億8,186万8,000円を計上いたしております。

固定資産税のうち土地の現年課税分につきましては、地価の下落は引き続き進み、減収を見込んでいます。土地の現年課税分は、対前年度比1,532万2,000円減の3億879万円を見込んでいます。家屋の現年課税分は、対前年度比253万8,000円減の5億9,990万8,000円を見込んでいます。また、償却資産の現年課税分は、対前年度比319万6,000円減の1億5,293万8,000円を見込んでいます。固定資産税の総額では、前年度より2,933万5,000円減の11億3,852万1,000円を予算計上いたしました。

その他軽自動車税6,340万2,000円、町たばこ税1億3,693万7,000円、入湯税2,250万1,000円、都市計画税は滞納繰り越し分3,000円を予算計上いたしました。町税全体では、前年度より803万4,000円減の22億4,323万3,000円を予算計上しております。

2款地方譲与税の地方揮発油譲与税2,200万円、自動車重量譲与税5,090万円及び7款自動車取得税交付金2,950万円は、町道の延長、面積により交付されるものであります。

6款地方消費税交付金は、前年度比500万円減の3億6,600万円を予算計上しています。

消費税8%のうち、地方消費税の消費税換算1.7%が交付されるものであります。

8款地方特例交付金は、住宅取得控除を住民税から控除することにより、その減収分を国が補填する減収補てん特例交付金510万円を計上いたしております。

9款地方交付税につきましては、財政力の弱い地方公共団体に交付されるものであり、普通交付税は国勢調査人口の減少による影響はあるものの、平成27年度から算入されました人口減少特別対策事業費の増額を受けまして、前年度と比較いたしまして5,000万円増の18億7,000万円を予算計上いたしております。また、特別交付税につきましては1億3,730万円を予算計上しております。

13款及び14款の国及び県支出金につきましては、合計額で10億4,833万2,000円の予算計上で、前年度と比較いたしまして3億1,733万5,000円の減額となっております。減額となりました主な事業は、個人番号カード交付事業費、児童手当支給費であります。また、平成27年度に終了した事業としまして、産地水産業強化支援事業費、国勢調査費などがあります。

増額となりました主な事業は、新規事業としまして、臨時福祉給付金・年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費、海岸漂着物等地域対策推進事業費、参議院議員の選挙費であります。また、既存の事業では、国民健康保険保険基盤安定負担金、漁村活性化総合対策事業費、社会資本整備総合交付金などがあります。

16款寄附金のうちふるさと納税は、前年度より1,650万円増の1,800万円を予算計上いたしております。

17款繰入金は、前年度より1億7,379万5,000円減の3億8,901万5,000円を予算計上しています。財源不足を補うために財政調整基金から3億8,901万1,000円の繰り入れを予定いたしております。

また、平成27年度末の財源調整に充てる基金残高見込み額は、財政調整基金14億2,673万8,000円で、26年度末の財政調整基金14億3,634万3,000円と比較しますと、960万5,000円減額する見込みでございます。

20款町債につきましては、前年度より1,510万円減の6億8,610万円で、漁港整備事業、防災施設整備事業などの普通建設事業の財源といたしまして3億6,210万円、そのほかに地方交付税の振りかわり措置としての臨時財政対策債3億2,400万円の借り入れを予定いたしております。

なお、臨時財政対策債の元利償還金相当額につきましては、その全額が今後、地方交

付税に算入されることとなっています。

その他主な収入といたしまして、11款分担金及び負担金6,546万5,000円、12款使用料及び手数料5,884万2,000円、15款財産収入872万2,000円、18款繰越金5,000万円及び19款諸収入2億2,189万円をそれぞれ予算計上しています。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。

それでは、平成28年度予算の概要の19ページ、20ページに掲載しております一般会計性質別歳出予算前年度対比表に基づいて御説明申し上げます。

1の人件費につきましては、前年度に比較いたしまして2,093万8,000円、1.4%減の15億928万5,000円を予算計上いたしております。

2の物件費につきましては総額12億8,169万6,000円で、前年度に比較いたしまして5,258万円、3.9%の減額となっております。減額の主なものは、委託料では、番号制度導入に向けた総合住民情報システム等改修業務委託料、コンビニ収納システム改修業務委託料であります。備品購入費では、業務用パソコン購入費であります。

次に3の扶助費につきましては総額7億5,297万2,000円で、前年度に比較いたしまして5,909万1,000円、7.3%の減額となりました。減額の主なものは、障害者総合支援法による福祉サービス利用による介護給付費、児童手当であります。

4の補助費等につきましては総額16億6,979万2,000円で、前年度に比較いたしまして19万4,000円の増額となりました。増額の主なものは、知多厚生病院運営費補助金、知多南部衛生組合分担金であります。また、一部事務組合等の負担金としましては、愛知県後期高齢者医療広域連合負担金が2億6,505万5,000円、知多南部衛生組合分担金5億2,747万4,000円、知多南部広域環境組合分担金1,344万3,000円、知多南部消防組合分担金が3億6,776万8,000円をそれぞれ予算計上いたしております。

5の維持補修費につきましては、施設の老朽化などの修繕費として6,916万円を計上したものであります。

6の公債費は、一時借入金の利子83万4,000円を含めまして4億9,095万1,000円で、前年度に比較し1,285万2,000円、2.7%の増額となっております。なお、平成28年度末の町債の残高見込み額は67億999万4,000円でございます。

7の投資的事業費は総額8億9,787万4,000円、前年度に比較しまして3億6,588万4,000円、29.0%の減額となっております。

終了しました主な事業は、産地水産業強化支援事業費補助金及び師崎中学校屋内運動

場天井材落下防止等改修事業であります。

また、今年度実施します主な事業は、篠島防災拠点施設建設事業、内海防災拠点施設建設事業、大井漁港機能強化事業であります。

今後とも財政状況等を踏まえ、緊急度などを検討し、各種事業の推進に取り組んでいくことといたしております。

9の貸付金につきましては、勤労者住宅資金預託金500万円、小規模企業等振興資金の預託金1,600万円を計上いたしております。これらの預託金につきましては、年度末に全額が貸付金元利収入として歳入となるものであります。また、医師確保修学資金貸与事業の貸付金340万円を計上いたしております。

10の積立金につきましては、各基金の利子分532万6,000円を基金へ積み立てるための予算であり、歳入予算額と同額を計上いたしております。

11の繰出金につきましては、師崎港駐車場事業特別会計を除く4特別会計に総額5億7,505万6,000円を繰り出すもので、前年度に比較いたしまして4,348万9,000円、8.2%の増額となっております。繰出先は、国民健康保険特別会計へ1億9,491万8,000円、後期高齢者医療特別会計へ7,547万7,000円、介護保険特別会計へ2億6,636万3,000円及び漁業集落排水事業特別会計へ3,829万8,000円を、それぞれ一般会計から繰出金として予算計上しました。

平成28年度執行の選挙費としましては、平成28年7月25日任期満了の参議院議員選挙費、平成28年8月7日任期満了の愛知海区漁業調整委員会委員選挙費及び平成28年10月19日任期満了の愛知用水土地改良区総代会総代選挙費を予算計上いたしております。

以上で一般会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。休憩は13時00分までといたします。

〔 休憩 11時59分 〕

〔 再開 13時00分 〕

○議長（松本 保君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

11番、榎本君。

○11番(榎本芳三君)

ちょっとお尋ねします。わからないところがありますので、参考に教えてください。

予算の139の厚生病院の件ですが、今まで2,580万払われておるんですが、これはいつまで、あと何年かかるのか。

それともう1つは、1,984万4,000円は医療関係の補助金だろうと思うんですが、これは今回だけなのか、ずうっとこれは毎年つながっていくのか。

それから、国とか県とかの補助金はどのぐらい出るのか。それだけちょっと答えられる範囲でお願いをいたします。

○議長(松本 保君)

保健介護課長、鈴木君。

○保健介護課長(鈴木正則君)

それでは、予算書139ページにあります知多厚生病院の診療棟の整備事業補助金についてですが、これは10年間で補助をするということで、平成20年度からやっております、平成29年度までの補助事業でございます。

それと、その下になります。新規事業になりますが、知多厚生病院の運営費補助金につきましては、これは厚生病院が厳しい経営状態が続いておるということで、来年度以降、継続して補助金を出す予定でございます、これにつきましては、補助金の関係でございますが、特別交付税がございまして、特別交付税で全額算定されることになっております。以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松本 保君)

11番、榎本君。

○11番(榎本芳三君)

ありがとうございます。

これは、国が当分の間続けていただけるんだろと思いますが、それともう1点が、美浜も同じような同額で交付金を出していただけるのか、よろしく願いいたします。

○議長(松本 保君)

保健介護課長、鈴木君。

○保健介護課長（鈴木正則君）

この運営費補助でございますが、美浜町とも相談しながらやっております、美浜町も南知多町と同額の補助をするということとなっております。よろしく申し上げます。

○11番（榎本芳三君）

ありがとうございます。

○議長（松本 保君）

ほかに質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

予算及び予算説明書からお聞きします。

歳入の47ページ、ふるさと納税についてですけれども、地域の祭典や文化行事などに活用するという考えはないか。

2つ目、85ページ、空き家等対策事業費について、空き家等の適正な関する条例に基づき、この条例が施行されてから町長による助言、指導、勧告に応じて空き家の撤去はどのくらいあったか。また、空き家を撤去するには高額な費用がかかります。その対策支援をもっと上乘せしてはどうかと思います。

75ページ、旧片名保育所耐震診断業務委託料、この委託料は今後、片名地区の方が使用する目的で耐震が行われるのか。

83ページ、区長報酬、仕事量がふえていると思います。増額する考えはないか。

195ページ、Jアラート放送音源変更業務委託料は、住民にとってどのようなメリットがありますか。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（松本 保君）

検査財政課長、山下君。

○検査財政課長（山下雅弘君）

それでは、山下議員からの御質問に対しまして、答弁を順にさせていただきます。

予算書の47ページの歳入のふるさと納税、それから75ページの旧片名保育所の耐震診断委託料につきましては、私、検査財政課長から。それから83ページの区長報酬につき

ましては、総務課長から。それから85ページ、空き家の関係につきましてと、195ページ、Jアラートの放送音源変更業務委託料につきましては、防災安全課長から答弁をさせていただきます。

まず歳入の47ページ、ふるさと納税の寄附金について、地域の発展、文化行事などに活用するという考えはありませんかという御質問に対しましてお答えをいたします。

ふるさと納税は、生まれ育った地域、応援したいと思う地域に対して寄附をしていただき支援をしていただく制度です。本町では、いただきましたふるさと納税の使い道は、1番目として、ふるさとの活力あふれる産業振興のまちづくり、2番目として、潤いと快適な居住環境のまちづくり、3番目として、健康で優しい安心福祉のまちづくり、4番目として、子供を守り育てる教育・文化のまちづくり、5番目として、住民とともにつくるまちづくりの5つの事業に充てております。寄附者が寄附をしていただく際に、どの事業に使うかというものを選んでいただいております。

御質問のありました地域の発展につきましては、1番目の産業振興の関係、あるいは5番目の住民とともにつくるまちづくりというところに当てはまるかと思えます。また、文化行事についてというところでは、4番目にありました教育・文化のまちづくりというところに当てはまるかと思われれます。そちらの事業を執行するに当たりましての一般財源として有効に使わせていただいております。

それから次に、75ページの上段になります旧片名保育所耐震診断委託料について、今後片名地区の方が使用する目的で耐震が行われるのですかという御質問に対してお答えをいたします。

まず町内にある保育所の耐震診断につきましては、昭和56年以降の新耐震基準でつくられた保育所を除いた全ての保育所を対象に、平成17年度に耐震診断を実施しておりますが、当時、片名保育所については、保育所の廃止、老朽化による取り壊しの予定がありましたので、耐震診断を実施しておりませんでした。保育所の廃止後は、特定の行政目的のない建物といたしまして、検査財政課所管の普通財産となっております。普通財産は貸し付けや売り払いができる財産で、経済的価値を発揮することを目的としております。そのために、今後片名地区の方、あるいは民間の方から貸し付けや売却などの希望がある場合に対応できる物件かどうかということ判断するために、今まで実施しておらなかった耐震診断を今回予算計上しております。以上であります。

○議長（松本 保君）

総務課長、中川君。

○総務課長（中川昌一君）

それでは、私からは、予算説明書の83ページでございます自治振興費、この中の区長報酬でございますが、仕事量がふえていると思うが、増額されてはいかがかということにつきまして答弁をさせていただきます。

現在、区にお願いをしております業務は、町広報、議会だよりの各世帯への配付、町がお願いする各世帯への回覧及び文書等の配付、そして町が行う各種事務事業への検討や現場の立ち会いなどがございまして、区長さんにおかれましては、町行政の推進役としましてさまざまな協力をいただいております。

以前、区長代表者会におきまして、区の業務がふえているのに人口が減少することにより地区活動助成費が減るのはいかがなものかという御指摘をいただきまして、現在におきましては、地区活動助成費は全体で2,000万円を下回らないよう予算措置をしている状況でございます。

今回御指摘の区長報酬でございますが、区長さんは町の条例によりまして、その報酬は平成16年から年額13万9,300円で、これまで据え置きとさせていただいております。今後、非常勤特別職の方の報酬見直しの際、検討していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（松本 保君）

防災安全課長、石黒君。

○防災安全課長（石黒廣輝君）

私のほうからは2点ほど、85ページと195ページの関連で答弁をさせていただきます。

まず空き家等の適正な管理に関する条例に基づき施行されてから、町長による助言、指導、勧告に応じて空き家の撤去はどのくらいあるか。また、空き家を撤去するには高額な費用がかかることから、対策支援を上乗せする考えはないかにつきまして答弁させていただきます。

空き家等の適正な管理に関する条例に基づく助言、指導等に対しての今までの撤去の実績につきましては、平成28年、本年の2月末現在で2件となっております。また、現在、危険空き家等の除去に対しては、町より1件当たり上限20万円の補助を実施しております。しかし、将来的に国の支援制度、国庫補助金の制度を活用するという想定も含めまして、将来的には、対策支援の上乗せが可能か検討をしていきたいと考えておりま

す。

次の195ページの関連で、Jアラート放送音源変更業務委託は住民にとってどのようなメリットかということでございます。

Jアラート（全国瞬時警報システム）の訓練放送におきましては、同報系防災行政無線を活用し、地区の防災訓練等で実施をしてきました。特に内海地区の訓練におきましては、昨年度は従来のコンピューター合成の放送音源・音声で実施をいたしまして、後のアンケート調査をしました結果、聞き取りにくいという意見が多く、本年度27年度におきましては、人の音声を直接登録いたしました音源で実施をいたしました。その結果、その訓練放送が聞き取りにくいという数が極端に少なくなりまして、昨年度と比較しまして効果が出ております。

新年度におきましては、このJアラートの音質を改良し、はっきりとした、より聞き取りやすい放送に改善していきたいと考えております。以上でございます。

（挙手する者あり）

○議長（松本 保君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

片名保育所なんですけれども、これは地区の方が使用するとかということ、または民間の利用もあると言われたんですけれども、まだその件については、使い方についてはまだはっきりしてないのかどうなのか、先に耐震があるのかどうなのかということなんです。

もう1つ確認ですけれども、Jアラートというのは、聞き取りにくいということに主眼を置いてもう一度調査をする。その聞き取りにくさを解消するためのことでいいのかということ、もう一度確認したいんですけれども。

○議長（松本 保君）

検査財政課長、山下君。

○検査財政課長（山下雅弘君）

片名の保育所耐震診断の委託料につきまして、片名の地区の方に使わせるということになっているのかどうかということですが、現在調整をしておるところですが、正式には貸し付けということには決まっておきませんので、先に耐震診断を実施するというものでございます。

○議長（松本 保君）

防災安全課長、石黒君。

○防災安全課長（石黒廣輝君）

Jアラートの放送の音源の変更なのですが、方法としましては、もとの音源自体の音質を変更いたしますので、実際の訓練とか本番のときに流れる音質が変わるといったシステムの変更を想定しております。実際の調査につきましては、また変更した結果におきまして、現場等で確認をするという調査は考えられますが、予算では、もとの音源の変更を予定しております。

○議長（松本 保君）

ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

それでは、よろしくお願ひします。

- 1、95ページの11節の需用費の中の修繕料は何ですか。
- 2、109ページの19節負担金の中の社会福祉協議会補助金の増大の理由は何か。
- 3、109ページの13節委託料の中の高齢者一般調査委託料とは何ですか。
- 4、113ページの19節負担金の中のシルバー人材センター運営補助金の減の理由は何か。
- 5、115ページの子ども医療費の中の福祉医療システム修正業務委託料とは何か。
- 6、121ページの在宅身体障害者入浴サービス事業委託料の増の理由は何か。
- 7、129ページの施設型給付費委託料の増の理由は何か。
- 8、131ページの子育て支援センター・どんぐり園事業費の中の賄い材料費はどのようなものか。
- 9、133ページの15節豊浜放課後児童クラブ教室改修工事は、現場ではどこでどのように改修するのか、また公用車は何か。
- 10、141ページの広域予防接種委託料の増の理由は何か。
- 11、145ページのごみ減量化推進住民会議委員報償はどのようなものか。
- 12、205ページの「ふるさと 出会いの創造」推進事業委託料は何か。
- 13、209ページの校舎窓ガラス清掃委託料はどのようなものか。
- 14、211ページのコンピューター借り上げ料増の理由は何か。

- 15、215ページのシロアリ駆除委託料はどこか。
- 16、217ページの教育振興一般管理費の中の消耗品費の増の理由は何か。
- 17、217ページの18節教育用備品の増の理由は何か。
- 18、227ページの無形民俗文化財映像作成委託料とはどのようなものか。
- 19、227ページの印刷製本費増の理由は何か。
- 20、233ページの児童生徒健康診断委託料とはどのようなものか。
- 21、233ページの学校保健対策用備品の増の理由は何か。
- 22、237ページの学校給食運営費の消耗品費増の理由は何か。
- 23、239ページの業務用機器簡易点検委託料とはどのようなことか。

以上、23項目、よろしくお願ひいたします。

○議長（松本 保君）

住民課長、宮地君。

○住民課長（宮地廣二君）

それでは、榎戸議員の御質問につきまして、各課所管分を取りまとめて順に御説明申し上げます。

まずは住民課から順に所管分を御説明いたします。

御質問の1、予算書の95ページ、上段の11節需用費の中の修繕料53万3,000円は何かにつきましては、住民課の事務室内にあります戸籍の関係書類を保管した電動式回転保管庫がありますが、その回転棚のレールの損耗が激しくなっておりますので、取りかえるものでございます。

次に、御質問の5、予算書の115ページ、下段の子ども医療費のうち、13節委託料の中の福祉医療システム修正業務委託料155万6,000円とは何かにつきましては、現行の子ども医療費の中学生・高校生等の通院費の助成は自己負担額の2分の1ですが、平成29年度より全額助成とするため、電算システムを改修するものでございます。以上でございます。

○議長（松本 保君）

福祉課長、神谷君。

○福祉課長（神谷和伸君）

続きまして、福祉課所管分につきまして説明をさせていただきます。

御質問の2の109ページの19節負担金の中の社会福祉協議会補助金の増大の理由は何

かにつきましてですが、社会福祉協議会の補助金につきましては、町社会福祉協議会の事務局の人件費相当分の法人運営費、県社会福祉協議会等への負担金、福祉団体助成金、ボランティアセンター運営費及び心配事相談所運営費に対する補助金であります。

増額の主な理由といたしましては、このうちの町社会福祉協議会の事務局の人件費相当分の法人運営費への補助につきまして、平成27年度当初予算では、事務局長1名、正職員3名、臨時職員1名の人件費相当分への補助でありましたが、平成28年度当初予算では、事務局長1名、正職員4名の人件費相当分への補助にしたため、法人運営費の補助額が増額となったためであります。

続きまして、御質問の6の121ページ、在宅身体障害者入浴サービス事業委託料の増の理由は何かにつきましては、在宅身体障害者入浴サービス事業の利用者が、以前は1名でありましたが、平成27年9月より2名になりましたので、平成27年度当初予算では1名分で予算計上していたものを、平成28年度当初予算につきましては、現在の利用者数に合わせて2名分で予算計上したため、前年度より増額となったものであります。

続きまして、御質問の7の129ページ、施設型給付費委託料の増の理由は何かにつきましては、子ども・子育て支援新制度によりまして、保育所児童運営費委託料という名称が施設型給付費委託料に変わったものであります。

平成27年度当初予算での保育所児童運営費委託料から、平成28年度当初予算での施設型給付費委託料への増額の主な理由といたしましては、委託料につきましては、児童の年齢区分ごとの保育単価に年間の延べ児童数を乗じた額のそれぞれの合計額に冷暖房費等を加算しまして算出をしております。それから、人事院勧告に伴いましてそれぞれの保育単価が上がることとなりますので、委託料全体として増額となるためであります。

続きまして、御質問8の131ページ、子育て支援センター・どんぐり園事業費の中の賄い材料費とは何かにつきましては、どんぐり園につきましては、大井保育所でつくった給食を配送いたしまして給食を実施しております。ここの131ページの賄い材料費につきましては、どんぐり園の職員とその利用者の親子の給食費及び主食代であります。

なお、前年度より増額となった主な理由といたしましては、平成27年度当初予算では、利用者を3組の親子で予算計上していたものを、平成28年度につきましては、現在の利用者数に合わせて6組の親子で予算計上したためであります。

あと、もう1つ理由がありまして、どんぐり園につきましては、当初給食を月曜日から木曜日までの週4日の実施でやっておりました。それがいろいろ事情がありまして、

月曜日から金曜日までの週5日間、毎日給食ができるようになりましたので、それにあわせて週4日給食実施を週5日に変更いたしましたので、その分も合わせて増額になっております。

最後に、御質問9の133ページ、15節の豊浜放課後児童クラブ教室改修工事は、現場ではどこでどのように改修するのか、また公用車は何かにつきましては、豊浜小学校の南側の校舎の1階の教室を改修いたしまして、豊浜放課後児童クラブとして利用させていただくことを予定しております。

改修工事の主な内容といたしましては、学校と放課後児童クラブを分離するための間仕切りやエアコンの取り付け、トイレの洋式化、湯沸かしスペースの設置、電気工事などであります。

公用車につきましては、業者に委託しまして、大井小学校や師崎小学校の児童を豊浜小学校で行います豊浜放課後児童クラブに送るために使用するため、購入するものであります。

福祉課所管分については以上でございます。

○議長（松本 保君）

保健介護課長、鈴木君。

○保健介護課長（鈴木正則君）

それでは、保健介護課関係の3問について答弁申し上げます。

まず予算書109ページ、下段の老人福祉一般管理費の13節委託料の中の高齢者一般調査委託料についてでございますが、平成29年度に予定しております高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画の策定のため実施いたします、高齢者に対するアンケート調査並びに調査結果分析及び調査報告書作成のための委託料でございます。

次に、予算書113ページ、上段の高齢者能力活用推進事業費の19節負担金、補助及び交付金のシルバー人材センター運営補助金の減額の理由についてでございますが、主な理由は、平成28年度シルバー人材センターの収支予算におきまして、臨時職員を2名から1名にしたことや繰越金の一部を歳入に充てたため、歳入不足を補う町補助金が減額となったものであります。

次に、予算書141ページ、上段の予防接種事業費の13節委託料の一番下にあります広域予防接種委託料の増額の理由についてでございますが、町外のかかりつけ医などで予防接種が受けられる広域予防接種につきましては、平成26年度からの事業であります、

接種者が増加してきたことや、来年度から高齢者の肺炎球菌と高齢者のインフルエンザの予防接種も広域接種予防の対象となるため増額したものでございます。以上です。

○議長（松本 保君）

環境課長、鈴木君。

○環境課長（鈴木喜雅君）

それでは、環境課関係についてお答えします。

145ページのごみ減量化推進住民会議委員報償は何かということについてですが、これは資源循環型社会の構築に向け、南知多町におけるごみ廃棄物の発生抑制、再利用及び再資源化などのごみ減量化を推進するための会議の委員報償でございまして、出席者1人当たり1回6,300円と旅費相当分でございます。

平成28年度につきましては、委員15人程度で年4回の開催を予定しております。よろしく申し上げます。以上です。

○議長（松本 保君）

学校教育課長、内田君。

○学校教育課長（内田静治君）

それでは、学校教育課所管分、8点御質問をいただきました。順に御説明させていただきます。

質問に対しまして、12番の205ページ上段に当たります「ふるさと 出会いの創造」推進事業委託料は何かという御質問をいただきました。

この事業は、小規模な小・中学校におきまして、都市との交流や郷土の伝統技能や産業に関心を抱かせ、地域の一因として根づく後継者としての自覚を持たせたりすることによって、僻地学校の充実を図ることを目的とした愛知県の補助事業でありまして、今までありました愛知県の補助事業である「へき地学びの絆づくり」事業から名称変更になった事業であります。

事業は、篠島、日間賀島の小・中学校4校に委託しまして、都市との交流事業、祭礼等への参加、郷土料理などを学ぶことなど、島での体験授業などの学校での体験授業に係る経費に充当していただくというふうに考えております。

次に、13番、209ページ中段にあります、校舎窓ガラス清掃委託料は何かという御質問をいただきました。学校で清掃の際、危険が伴います学校校舎の2階以上の外側の窓ガラスの清掃につきまして、28年度には、小学校6校分の委託料を新規に予算計上さ

せていただいたものでございます。

続きまして、14番目でございます。

211ページの下段に当たりますコンピューター借り上げ料が前年度より増額になった理由はどうかという御質問をいただきました。この小学校のコンピューターの借り上げ料の内訳は、子供たちがそれぞれが使います教育用のパソコン、そして図書の貸し出し等の図書管理用のパソコン、学校それぞれに配置をさせていただいておりますが、そのリース料金でございまして、今回の増額の主な要因としましては、今年度9月に教育用パソコンの更新をさせていただいたというところもありまして、今年度の借り上げ料は9月から3月までの7月分だと、来年度は1年分ということもありまして予算が増額になったというところでございます。よろしく申し上げます。

次に、質問15番目でございます。

215ページ上段になりますが、シロアリ駆除委託料はどこかという御質問をいただきました。これは篠島中学校の体育館のシロアリ駆除業務でございまして、床全面に薬剤処理をする必要があるというところで計上させていただいております。

それから、質問の16番目でございます。

217ページ上段になりますが、中学校の教育振興費の消耗品費が前年度よりの増額になった理由はどうかという御質問をいただきました。28年度におきましては、中学校の教科書改訂の年度でありまして、子供用は無料で国からいただけるんですけども、教師用の分は市町村で準備しなくちゃいけないというところでございまして、教師用の教科書代及び指導書の購入費約545万円を新規に計上させていただいたというところでございます。よろしく申し上げます。

続きまして、17番目でございます。

217ページ中段に当たります中学校の教育用備品が、これも前年度より増額になっているがどうかという御質問をいただきました。ただいまと一緒に、増額の理由については、中学校の教科書改訂に伴いまして、電子黒板に使っておるソフト、国語、数学、英語の各教科、各学年用のデジタル教科書用のソフトの購入費といたしまして、5個分で合計354万2,400円を新規に計上させていただいたものでございます。

続きまして、20番目で御質問をいただきました233ページ中段でございまして、児童生徒健康診断委託料とは何かというところでございます。学校保健安全法では、毎年定期的に児童・生徒及び学校職員の健康診断を行わなければならないというふうに規定されて

おりまして、このうちの児童・生徒に係る健康診断に係る費用を計上させていただいたものでございます。

この健康診断に係る検査項目のうち、児童・生徒と教職員、ともに検査をする胸部レントゲン検査、尿検査、貧血検査、心電図検査については、27年度予算ではそれぞれの検査項目ごとに児童・生徒と教職員の費用を合算して表記させていただいておりました。また、それとは別に教職員の健康診断委託料とも別に表記させていただいたというところで、教職員、児童・生徒それぞれの検査費用が幾らかというのがわかりづらい表記になっておりましたので、27年度予算については、児童・生徒用と教職員用を区分いたしまして、それぞれ表記、計上させていただいたというところですので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、21番目でございます。

233ページ下段になりますが、学校保健対策用備品の増額の理由はどうかというところでございます。今年度27年度については、中学校5校分のAEDの更新費用を計上させていただいておりましたが、来年度は内海小学校、豊浜小学校、大井小学校、師崎小学校の4校分のAEDの更新とあわせまして、学校から離れた場所に設置されているプール、篠島小学校と豊浜中学校のプールなのですが、そこにはAEDが設置されていないというところもありまして、新たに今回配置をさせていただきたいというところで、合計6台分のAEDの購入費を計上させていただいたというところでございます。よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（松本 保君）

社会教育課長、石川君。

○社会教育課長（石川芳直君）

それでは、番号が前後しますが、18番、227ページ、無形民俗文化財映像作成委託料とは何かの質問でございますが、町内各地に伝わります祭礼や伝統行事の記録映像をまとめたDVD映像を作成するものでございます。貴重な祭礼や伝統行事の記録保存ばかりではなく、町内外の方々にもPRできることを目的としております。これは町制55周年記念事業として実施するものでございます。

続きまして、19番、同じく227ページ、印刷製本費増の理由は何かでございますが、尾州廻船主内田家の分家であります佐平二家の修理報告書を印刷するものでございます。予算は150万を計上させていただきました。

また、もう1つとしまして、尾州廻船主内田家パンフレット77万8,000円を計上させていただきます。こちらにつきましては、尾州廻船主内田家のパンフレットの在庫がなくなったことに伴い、佐平二家のほうも修理が完了したことによりまして、佐平二家を追加したような新しいパンフレットを作成するものでございます。以上でございます。

○議長（松本 保君）

給食センター所長、細谷君。

○学校給食センター所長（細谷秀昭君）

それでは、学校給食センター所管分をお答えいたします。

御質問22番、予算書でいきます237ページ下段の学校給食運営費の消耗品費増につきましては、調理場内の間仕切り等の新規購入と、老朽化した食缶の更新が主な理由となっております。

続きまして、御質問23番、予算書239ページ下段の業務用機器簡易点検委託料につきましては、フロン回収・破壊法が改正され、フロン排出抑制法により業務用の冷蔵庫、冷凍庫に簡易点検が義務づけられたために1回分を業者に委託するものでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

（挙手する者あり）

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

それじゃあちょっと再質問させていただきます。

9番の児童クラブの改修工事ですけれども、部屋は空き部屋があったんでしょうかということと、あと予定しているのは何人ぐらい予定をしているのかなということ。

11番で、委員さんはどのような方から選出されましたか。

15番で、シロアリ駆除ですけれども、ほかに予定しているところはありますか。

あと、16番で教科書が大変高い値段がついておりましたけれども、1冊幾らぐらいか教えてください。以上です。

○議長（松本 保君）

福祉課長、神谷君。

○福祉課長（神谷和伸君）

9番の豊浜小学校で予定をしております豊浜放課後児童クラブにつきましては、まず

教室なんです、今、予定しております教室につきましては、現在は使っております。そこを学校のほうにお願いいたしましてあけてもらいまして、利用するに当たりましては、外から入りやすい、それともう1つ、学校との分離ができるということが必要になりますので、そういった部屋が必要となりますので、ということであれば、低学年が使っております1年生だったと思いますが、その部屋をあけてもらいまして、その部屋を使う予定をしております。

それとあと人数につきましては、一応定員は今内海の児童クラブは20名ですが、それと同様に定員を20名という予定をしております。ただ、今回の予算につきましては、15名でそれぞれ計上しております。以上であります。

○議長（松本 保君）

学校教育課長、内田君。

○学校教育課長（内田静治君）

まずシロアリの駆除業務は、ほかに予定はあるかという御質問をいただきましたが、今回予算化させていただいたのは、篠島中学校1カ所のみの予定でございます。

それから、中学校の教科書改訂の教科書代は幾らかというところで御案内がありました。教科書そのものはそんなに高くないんです。教科ごとに値段が違いますが、おおむね1,000円未満になるんです。ただ、指導用の教科書というのが非常に高く、教師用専門で、ここでこういうことを教えなさいとか、そういうものがあるので、例えば国語の1年生の教科書指導書が1冊3万3,480円ですね。こういうふうに限られたところになると値段が高くなるというところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（松本 保君）

環境課長、鈴木君。

○環境課長（鈴木喜雅君）

ごみ減量化会議の委員さんの選出でございますが、行政区を代表する区長さんだとか、NPOを代表する方、それから資源回収業者等を代表する者、事業者を代表する者、そういった方々から選ばせていただいております。以上です。

○議長（松本 保君）

ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

1番、石黒君。

○1番（石黒正重君）

55ページ、4節農林水産業費雑入ですね。その真ん中辺にあります青年就農給付金返還金と書いてあります。多分これは給付を受けた方が返還された費用と理解いたしますが、これは何名分なんでしょうか。また、その方たちの返還に至る何か事情があったのでしょうか、教えてください。

それが1点と、それから41ページの衛生費の補助費の補助金のところですけど、その1. 保健衛生費補助金の中に地域自殺対策強化事業費というのがあります。これはどのような事業を行うのでしょうか。

それから、すぐ下の浄化槽の設置整備事業費なんですけど、これは何年間か計画の中の一つなのか、毎年おおよその見積もりでやっておられるのかということをお聞きいたします。

それから、農林水産業費県補助金の中の農業費補助金の農業農村多面的機能支払事業費というのがあります。これはどのような事業が対象として可能なのかということをお教えてください。以上になります。

○議長（松本 保君）

石黒君、担当の課の以外ということでもよろしくお願ひしたいわけなんです。石黒君が文教厚生ですので、総務建設のほうの質問をお願ひしたいということですので、よろしくお願ひします。

○1番（石黒正重君）

はい、わかりました。

○議長（松本 保君）

産業振興課長、川端君。

○産業振興課長（川端徳法君）

まずは55ページでございます。

4目農林水産業費雑入のうちの青年就農給付金（経営開始型）返還金でございます。これは、議員さんがおっしゃられるとおり、就農給付金を受給してみえた方が家庭の事情で営農を中止したことに伴いまして、給付の対象から外れた方が1名ございます。その方からの返還金でございます。以上でございます。

○議長（松本 保君）

建設課長、田中君。

○建設課長（田中吉郎君）

ただいまの御質問で、41ページの農業農村多面的機能支払事業費は何かという御質問だと思います。これにつきましては、国費・県費の補助金でございまして、内容につきましては、農地維持支払交付金というものがまずございまして、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動に取り組む共同活動に対して交付するものでございます。具体的には、農用地ののり面、水路、農道、路肩等の草刈り、水路の泥上げ等を行うものに対して補助が出るものでございます。

もう1つは、資源向上支払交付金につきましては、地域資源の質的向上を図る共同活動及び長寿命化のための活動等に取り組む活動組織に対して交付されるものでございまして、具体的には花壇等の景観形成のため、植栽等をつくるというものに交付されるものでございまして、現在活動組織としましては3つの団体が活動しております。

補助の負担割合につきましては、国が50%、県が25%、それから町が残り25%を負担するものでございまして、先ほどの県費につきましては25%と国費50%が入っておるということでございます。以上です。

○議長（松本 保君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、各委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第29号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

日程第32 議案第30号 平成28年度南知多町国民健康保険特別会計予算

○議長（松本 保君）

日程第32、議案第30号 平成28年度南知多町国民健康保険特別会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

議案第30号 平成28年度南知多町国民健康保険特別会計予算につきまして提案理由の説明を申し上げます。

国民健康保険制度は、他の医療保険に加入していない農林水産業者、自営業者及び無職の人を中心とした医療保険を目的としたもので、平成28年度の加入世帯数は3,500世帯、被保険者数は7,320人と想定し、歳入歳出予算総額は34億3,000万円で、前年度の予算額と比較し3,700万円、1.1%の増となっております。

増額の主な要因としましては、保険給付費及び共同事業拠出金の増によるものであります。

新年度におきましては、保険給付費や共同事業拠出金など、これらの支出に対応するため適正な賦課及び収入の確保に努めてまいります。

なお、国民健康保険税につきましては、新年度は保険税の課税限度額を4万円引き上げさせていただくとともに、一般会計からの法定外繰り入れと基金の取り崩しなどで財源の確保を図り、国民健康保険事業の安定的な運営を主眼として予算編成に当たったものでございます。

以上で国民健康保険特別会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第30号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第33 議案第31号 平成28年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（松本 保君）

日程第33、議案第31号 平成28年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

議案第31号 平成28年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上及び65歳以上で障害の程度が一定以上の状態にある高齢者を対象とする医療制度であります。愛知県後期高齢者医療広域連合において後期高齢者医療の事務を行い、市町村では主に保険料の徴収事務、窓口受け付け事務を行います。

平成28年度では加入者を3,704人と見込んでおり、歳入歳出予算総額は2億5,640万円で、前年度予算と比較し2,240万円、9.6%の増となっております。

歳入における増額の主な要因としましては、保険料の増によるものであります。歳出では、保険料等負担金としての後期高齢者医療広域連合納付金が98.6%を占めています。歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料と一般会計からの繰入金となっております。

以上で後期高齢者医療特別会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第31号の件については、文教厚生委員会に付託

することに決定しました。

日程第34 議案第32号 平成28年度南知多町介護保険特別会計予算

○議長（松本 保君）

日程第34、議案第32号 平成28年度南知多町介護保険特別会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

議案第32号 平成28年度南知多町介護保険特別会計予算につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

介護保険事業は、加齢によって生じる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となった方が、能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うことを目的としたものでございます。

本年度のサービス受給者は、居宅サービス受給者を808人、居住系サービス、施設サービス受給者を283人、合わせまして1,091人を見込んでいます。

介護保険料につきましては、3年ごとに見直しを行い、平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業計画に基づき、基準月額を5,100円と設定しております。平成28年度の歳入歳出予算総額は、前年度と比較しまして4,500万円増の19億300万円を計上いたしております。

歳入の主なものは、介護保険料3億8,658万円、国庫支出金4億6,179万円、支払基金交付金5億779万1,000円、県支出金2億7,151万9,000円及び繰入金2億6,636万4,000円であります。

一方、歳出におきましては、保険給付費が18億537万3,000円で、歳出全体の94.9%を占めています。また、このほか地域包括支援センター運営費などの地域支援事業費が5,728万円、総務費が2,401万2,000円となっています。

高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう、介護サービス費の給付と介護保険財政の健全な運営を目指し、予算編成に当たったものであります。

以上で介護保険特別会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第32号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第35 議案第33号 平成28年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算

○議長（松本 保君）

日程第35、議案第33号 平成28年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

議案第33号 平成28年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

本会計は、日間賀島地区の漁業集落排水施設の建設及び建設後の管理運営を目的とした会計で、平成8年度に事業着手し、平成15年8月1日に一部供用開始、平成16年4月1日に全島供用開始を行っております。

本年度の歳入歳出予算総額は7,800万円で、前年度予算額より500万円、6.0%の減であります。

予算の主な内容は、歳出におきまして、日間賀島浄化センター及び中継ポンプなどの施設管理費3,915万6,000円、処理場等設備改良工事などの事業費859万7,000円、公債費2,563万6,000円であります。これらを賄う主な財源といたしまして、使用料及び手数料3,206万8,000円、繰入金4,569万7,000円を計上いたしております。

本年度も日間賀島浄化センターなどの施設の適正な維持管理を行い、快適で衛生的な生活環境の確保及び海域の水質保全に資するため、円滑な管理運営を目指すものであります。

平成28年度末の町債現在高見込み額は3億2,259万9,000円であります。

以上で南知多町漁業集落排水事業特別会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第33号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第36 議案第34号 平成28年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算

○議長（松本 保君）

日程第36、議案第34号 平成28年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

議案第34号 平成28年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

師崎港駐車場については、地域住民や観光客のための駐車場を確保し、地域振興を図るため、平成16年度に整備を行い、平成17年4月から供用開始し、施設の維持管理及び運営を行っているところであります。

本年度の予算総額は9,610万円で、歳出の主な内容は、駐車場管理委託料などの施設管理費2,196万5,000円、公債費1,999万1,000円となっております。これらを賄う主な財源としましては、駐車場使用料9,435万3,000円を計上いたしております。

平成28年度末の町債現在高見込み額は1億4,277万7,000円であります。

以上で師崎港駐車場事業特別会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第34号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第37 議案第35号 平成28年度南知多町水道事業会計予算

○議長（松本 保君）

日程第37、議案第35号 平成28年度南知多町水道事業会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

議案第35号 平成28年度南知多町水道事業会計予算につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

本町の水道事業は、町民の生活に必要な不可欠であります安全な水の安定供給と効率的な経営を目指し、事業の運営に取り組んでいるものでございます。また、施設の耐震化を図り、非常時の水の確保に努めます。

本町の水需要は、人口の減少、漁業、観光業の不振、節水意識の定着などにより減少傾向が続いており、平成28年度もその傾向が続くと見込まれます。

平成28年度の主な事業としましては、内海配水区管路耐震化工事、大井配水区管路耐震化工事、豊丘配水区管路耐震化工事、豊浜中町配水管新設工事及び豊丘歩道設置工事に伴う配水管布設がえ工事を実施することといたしております。

予算の内容として、収益的収支におきましては、収入額8億1,700万2,000円に対しまして、支出額7億8,248万6,000円で、差し引き3,451万6,000円、税込みでございますが、計上いたしております。また、資本的収支におきましては、収入額1億1,243万2,000円に対しまして、支出額5億2,083万8,000円で、その収支、差し引き不足額4億840万6,000円につきましては、損益勘定留保資金などで補填するものであります。

平成28年度の予算規模は、収益的収支額と資本的支出額の合計額13億332万4,000円で、前年度予算額に比較いたしまして2,163万5,000円、1.7%増となっております。

平成28年度末の企業債残高見込み額は19億4,374万8,000円であります。

以上で水道事業会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第35号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

○議長（松本 保君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

[散会 14時11分]